

平成20年柴田町議会第1回臨時会会議録(第1号)

出席議員(18名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
11番	太 田 研 光 君	12番	小 丸 淳 君
13番	星 吉 郎 君	14番	水 戸 和 雄 君
15番	加 藤 克 明 君	17番	杉 本 五 郎 君
18番	加 茂 力 男 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員(2名)

10番	我 妻 弘 国 君	19番	大 沼 喜 昭 君
-----	-----------	-----	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	平間信一	君
危機管理監	吾妻良信	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	薊千代	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎	守
主 幹	相原	光男

議 事 日 程 (第1号)

平成20年1月22日(火曜日) 午前10時 開 会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 平成19年度柴田町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、平成20年柴田町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が10番我妻弘国君、19番大沼喜昭君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において15番加藤克明君、17番杉本五郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（伊藤一男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と決定いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 平成19年度柴田町一般会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第1号平成19年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号平成19年度柴田町一般会計補正予

算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、原油価格の異常な高騰により、町民生活及び農林業を初めとする町の産業に深刻な影響を生じていることから、原油価格高騰による影響を最小限に抑制し、生活の安全・安心、産業の活力、地域の活性化を確保するための対策として、低所得者世帯の暖房燃料代の家庭用灯油等購入費の一部助成に係る費用等を補正するものでございます。801万5,000円を増額し、それについては予備費で充当するもので、補正後の予算総額は変更ありません。

また、農業者への支援として、農業振興資金を借り受ける農業者の利子補給に係る費用として100万円の債務負担行為を追加する補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 次に、補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書に入ります前に、第1号関係資料ということでお手元に配付しております、原油価格の高騰に伴う緊急対策事業ということで説明させていただきます。

昨年暮れから国なり県、それから県内の各市町村で原油価格の高騰に伴いまして対策本部等を設置したということを受けまして、柴田町では1月4日に対策本部を設置して、どういう対策をとるかということで県なり近隣市町等の動向を勘案しながらいろいろ検討してまいりました。その結果、四つほどの対策を講じるということでこれまで進めております。この対策につきましては、冬季生活助成事業実施要綱と、それから農業振興資金利子補給金交付要綱という要綱を設置しまして、取り組んでいきたいというふうに思っております。

第1点目が、対策としまして、低所得者世帯への支援ということで、冬季生活助成金支給事業ということで実施するものでございます。低所得者世帯の家計負担軽減の一助となるように、次の助成制度を実施するということでございます。

助成対象者につきましては申請により支給するということで、該当すると思われる世帯には通知したいということで考えております。

支給対象者が表の一覧になっておりまして、一つが生活保護世帯ということで、対象世帯数が137世帯、支給につきましては、以下一律5,000円ということで考えております。生活保護世帯の支給見込み額が68万5,000円ということでございます。それから、非課税世帯ということで、65歳以上の高齢者のみの世帯ということで、1人でも2人でも65歳以上の高齢者だけで構成されている世帯ということで1,011世帯、支給見込み額が505万5,000円ということで考えてお

ります。それから、同じく非課税世帯でありまして、障害者がいる方の世帯ということで241世帯、120万5,000円でございます。それから、同じく非課税世帯で母子・父子世帯ということで176世帯、88万円ということで予定しております。合計しまして、対象世帯数が1,565世帯、支給見込み額が782万5,000円でございます。

支給につきましては、柴田町商工会でやっております柴田スタンプ会の共通商品券5,000円相当を支給するというところでございます。本来この商品券を使いますと、3%の手数料ということで商店の方は取られるわけですが、今回は商工会の方でいろいろ検討していただきまして、今回の商品券につきましては3%の手数料は取らないという措置をとるということで進めてもらっております。

現在、スタンプ会に加盟している店舗は71店舗あるわけですが、今回町がこういう緊急的な対策を講じるということがありまして、商工会の方ではスタンプ会に入っていないすべての商店につきまして、町の方でこういう事業をやりますから、この機会にスタンプ会に加入してくださいということを700数店舗について通知をしているという状況でございます。特に、灯油を扱っていない業者もスタンプ会に入っていない業者もいるわけですが、その方に対してもこういう事業がありますからぜひスタンプ会の方に加入していただきたいということで、周知を商工会の方で徹底しているところでございます。

2点目が、中小企業への支援ということで、中小企業融資制度による資金調達支援ということで、融資枠をいろんな制限があるわけですが、今回は枠を拡充しまして融資するというところでございます。限度額等につきましては、従来と同じだということでございます。

それから、3点目が、農業者への支援ということで、利子補給をやるということでございます。既存のいろんなJAが農業振興資金制度ということで持っておりますけれども、それを利用して限度額200万円ということで、原油価格の高騰の影響を受けます施設園芸農家、それから畜産飼料等が原油高で高騰しているということですので、そういう方々の農家を対象に利子の補給を行うということでございます。JAの方で今融資していますその限度額200万円の資金なんですけれども、担い手農家ですと2%の利子がかかります。それから、担い手以外のその他の方は3.5%という利率がかかるわけですが、今回利子補給につきましては、2%を利子補給するという対応したいというふうに思っております。

4点目が、相談窓口の設置ということで、それぞれ町民の方なり中小企業等でいろいろ原油高で経営が大変だということを受けまして、役場内に窓口を設けるということで、企画財政課が総合窓口になりますけれども、それから関係する健康福祉課、子ども家庭課、地域産業振興

課、町民環境課に、それぞれ相談窓口を設けまして対応したいということで考えております。

今後のスケジュールなんですけれども、今回議決をいただければ、2月1号の広報しばたで今回の対策の内容につきまして周知したいということで考えております。あとホームページ等にも掲載したいというふうに思っております。あわせまして、各行政区長にもこういう対策を講じますので、対象になる地域の方々とか、そういうお話をしてほしいということで、行政区長の方にも文書で通知したいというふうに思っております。

それから、2月初めの民生委員の会議があるわけでございますけれども、民生委員の会議におきましても、低所得者向けにこういう対策をやりますということで、民生委員の方々にもお声がけをいただきたいということで周知したいというふうに思っております。

それから、2月5日ころをめぐりにしまして、先ほど説明しました該当すると思われる1,565世帯につきましては、全員に直接郵送をもちまして通知したいということで、申請書を同封しまして通知したいというふうに思っております。

それで、対象者の受付なんですけれども、集中受付期間としまして、役場と槻木事務所、それから船岡学習センター、それから農村環境改善センター、それから船迫学習センターの5カ所で行いたいというふうに思っております。

それから、当然今回通知する場合に、完全に完璧に対象者を絞り込むというのがなかなか難しい面がありまして、通知が行かなかった方でも私も対象になるという方がいらっしゃるかと思っておりますので、その方につきましては随時2月14日から3月15日まで受付するというように対応したいというふうに思っております。その集中受付の際に、申請書を受付しまして、同時に商品券を交付するというように考えております。その商品券につきましては5,000円相当なんですけれども、1,000円3枚と、それから500円4枚ということで商品券を交付したいというふうに思っております。

それから、2月15日号のお知らせ版に再度対象者の漏れがないように、2月15日号で再度今回の対策内容等につきまして周知したいというふうに思っております。

申請締め切り日は3月15日ということで設定したいというふうに思っております。

それでは、議案書の方をご説明したいと思います。

議案書の3ページをお開きください。

債務負担行為補正でございます。先ほどご説明しました農業関係の資金の利子補給ということで、追加補正でございます。

平成19年度柴田町農業振興資金利子補給ということで、設定期間が平成20年度から平成24年

度までの5カ年間でございまして、限度額が100万円ということでございます。この資金につきましては、1年据え置き5年償還ということでの利子補給ということでございます。申し込み期間が6月30日までということで設定しておりますので、平成20年度の当初予算においても、同じように利子補給の債務負担行為補正を計上したいということで、当初予算では80万円ほど措置したいというふうに考えております。

5ページをお開きください。

5ページが歳出関係でございます。

民生費、社会福祉費、目、社会福祉総務費に今回の補正額を計上するものでございます。補正額が801万5,000円でございます。内訳でございますが、需用費が5万円ということで、郵送する封筒、それから、いろんな用紙代ということで5万円を措置しております。それから、役務費としまして14万円ということで、直接郵送するものですから、その郵送料ということで14万円を措置しております。それから、扶助費としまして、先ほど説明しました各該当すると思われる方の分を措置しまして782万5,000円を冬季生活助成ということで措置しております。

款13の予備費につきましては、801万5,000円を減額補正して、減額後が3,169万3,000円ということでございます。

新聞等でも発表されておりますけれども、県の方でも今回の原油高に伴いまして、助成する市町村に対しまして補助を行うということで、県の方でも考えているようでございます。人口5万人規模でありますと、助成費の2分の1ということで、限度額100万円ということで報道されておりますけれども、正式に決定しましたら3月補正で歳入の方を措置していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。5番大坂三男君。

5番（大坂三男君） スタンプ会の商品券でということで、今回は3%の手数料は取らない方向でということなんですけど、従来のスタンプ券が今現在実際売れて出ているかどうかはわかりませんが、それとの区別、それをどうするのか。

それから、その商品券はいつまで使えるのか。商品券ですからいつ使ってもいいよということだとは思いますが、それでよいのかどうか。

それから、さっきまだ把握していない所帯があれば申し受けるということなんですけど、それがもしある程度数が出た場合に、その予算措置はどうするのか。3月補正にかけるのかどうかをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 商品券なんですけれども、今回発行します商品券は、従来の商品券と同じでございます。手元で私も用意していたんですけれども、今忘れてきましたのでちょっと見本がないんですけれども、全く同じ商品券でございます。ただし、先ほど言いましたように、3%は取らないということですので、なるべく低所得者が灯油を買いに行ったり、店に行った場合に、ああ、あの人は低所得者、非課税世帯なんだなとわからないように工夫するということで、目立たないように今の商品券にちょっとしたマークをつけるということで考えておりました、商工会の方ではそれが来ればお店の方から換金する際には取らないということで、若干の今の商品券に目印を目立たないようにつけるという対応をするというふうに考えております。

それから、期限につきましては、既存の商品券と同じように期限はないということでございます。

それから、2点目の今回通知する以外の方もいるだろうということですが、先ほど説明しました1,565世帯というのは、どちらかというマックスだと、限度に近いというふうに思っております。ただし、基準日がことしの1月1日ということにしております。それから、非課税世帯ということで、柴田町で持っている情報につきましては、町内に住んでいる方、去年の1月1日現在で課税しておりますので、それ以降に転入してきた方につきましては非課税かどうか分からないということもあります。それから、施設に入所している方、そういう方も該当しないというようなこともありまして、今回拾い出しましたものは精度は高いというふうには思っておりますけれども、完璧ではないということで、最大で1,565世帯で、それよりふえるということはないということでは考えております。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。1番広沢 真君。

1番（広沢 真君） 同じく商品券の支給の関係で、他町の現状を見ますと、先日の報道によると蔵王町で商品券の支給をするという最初の決定から、現金支給に変えたという報道がされていたんです。例えば町内のガソリンスタンドで商工会に加入していないところで使えないところがあるということで、蔵王町では変更になったみたいなんです、その辺の話を考えると、町内で、柴田町の中でその共通商品券を使えないガソリンスタンドと、そういう石油取り扱い業者というのはないのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 答弁を許します。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 蔵王町の件は、新聞等でも報道ありましたけれども、町の方で

も蔵王町の方に確認させていただきまして、商品券そのものが反対ということではなく、議会の議運ですか、それから全員協議会というようなことで最初に説明したことが途中で変更になったということで、どちらかというとも議会軽視だということで最終的に商品券がだめになったというようなことでお話を伺っております。

それから、2点目の灯油業者につきましては、今現在スタンプ会に加盟しているのは5事業所でございます。そのほかに、商工会に入っておりまして加入していないのが15ございます。それにつきましては、先ほど説明しましたように、今回こういう措置でやりますので、ぜひこのスタンプ会の方に準組合員として入っていただきたいということで、もちろん手数料は取らないということで、残りの今加入していない15店舗につきましても取り扱っていただけるように、スタンプ会の方に入っていただきたいということで商工会の方で今働きかけているということでございます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君、許します。

1番（広沢 真君） そうすると、例えば世帯によっては、灯油ですからいつも取引している業者っているわけですよね。その取引している業者以外のところからとっているところなんかは、例えばその共通商品券をとっておいて、家計費の中から別に現金として出して、そのほかの生活必需品の買い足しなどにこの商品券を使うということも考えられると思うんですが、その辺を前提として考えておられるのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 冬季生活助成ということで考えておりまして、議員さんおっしゃるように、まさしく一般的には生活に困っているから灯油を購入しないということではなくて、やっぱり寒いから灯油は買っていると思うんですよね。そのまま生活の一部をその商品券で灯油だけではなくて、食料品なり普通の生活用品を買っていただいても結構ですよという考え方でございます。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第 1 号平成19年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。これをもって平成20年柴田町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 10 時 25 分 閉 会